

門真市水道事業ビジョン策定業務委託募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和7年1月8日

1 事業の趣旨・目的

本市水道事業では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、平成29年3月に門真市水道事業ビジョンを策定し、令和4年3月には、事業環境の変化に対応するため中間見直しを実施した。しかしながら、人口減少による給水収益の減少や老朽化施設の増加、近年の資材価格高騰等により、今後の事業を取り巻く環境はより一層厳しさを増している状況となっている。

こうした事業環境下にあっても、水道事業を構成する本市水道事業を未来へ持続させ、ライフラインとしての水道の使命を果たすため、計画期間の満了を迎える「門真市水道事業ビジョン」、さらに水道事業を構成するあらゆる資産を定量的かつ合理的に維持運営するための「アセットマネジメント（資産管理）」の策定を行う。

2 業務概要

- (1) 委託名 門真市水道事業ビジョン策定業務
- (2) 委託内容 別紙「門真市水道事業ビジョン策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 実施場所 門真市内全域
- (5) 提案限度価格 56,900,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再

生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不相当と認められる者でないこと。
- (7) 令和6年度の本市の一般委託・物品等の入札参加資格者として「7-a 計画策定・支援業務・調査等」に登録していること。
- (8) 平成31年4月1日以降に、国若しくは他の地方公共団体が発注した「水道事業ビジョン策定業務」又は「アセットマネジメント策定業務（厚生労働省による水道事業のアセットマネジメントに関する手引きに定めたタイプ3C以上）」（改定を含む）（以下「同種業務」という。）のうち、いずれかを単独元請で受注し、誠実に履行したこと。なお、その業務は給水人口10万人以上を対象としたものとする。
- (9) 次に掲げる事項を満たす配置予定技術者を本業務に従事させることが可能であること。ただし管理技術者と照査技術者の兼任及び担当技術者と照査技術者の兼任は不可とする。なお照査技術者及び担当技術者にあっては、複数名配置することを認める。

- ア 管理技術者として受注者と直接雇用関係を有する者であり、5年以上の実務経験及び平成31年4月1日以降にアセットマネジメントと水道ビジョン（料金改定の検討を含む。）が一体となった業務の業務実績を有する、地方公営企業会計制度に精通した公認会計士（総務省・地方公共団体金融機構 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業に登録されているアドバイザー）を配置すること。また、アセットマネジメントに関しては、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」（平成21年7月7日厚生労働省公表）による検討手法の目標水準において、更新需要見通しの検討手法－タイプ3以上、かつ財政収支見通しの検討手法－タイプC以上の実績を有すること。
- イ 照査技術者として、受注者と直接雇用関係を有する者であり、本業務に関する適切な資格を保有し、5年以上の実務経験を有し、平成31年4月1日以降に同種業務の経験を有する者を配置すること。
- ウ 担当技術者は、水道事業に精通し、本業務に関する適切な資格を保有し、平成31年4月1日以降に同種業務の経験を有する者を配置すること。

4 参加手続

(1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月8日（水）から同月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 交付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階
門真市環境水道部経営総務課

- (2) 募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの間合せ先へ質問書（様式9）を使用して、FAX又は電子メールにて質問すること。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア 期間

令和7年1月8日（水）から同月21日（火）午後5時まで

ただし、送信後の電話確認については、午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に行うこと。

イ 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

環境水道部 経営総務課

担当：川瀬、山田

電話 06 (6902) 1231(代表) (内線：3227)

06 (6902) 5873(直通)

F A X 06 (4252) 9750

E-mail： sui01@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月24日（金）に本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に掲載し、個別には回答しない。

(3) 提出方法等

ア 提出期間

令和7年1月8日（水）から同月28日（火）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ 提出先及び提出方法

4(2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 提案書に企画提案書を添付

(ウ) 見積書（消費税及び地方消費税を除く。）

(エ) 経費内訳書（消費税及び地方消費税を除く。）

(オ) 会社・団体等概要、業務実績調書

(カ) 3(8)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し

(キ) 配置予定技術者調書（様式7）

(ク) 経歴書（様式8）

(ケ) 配置予定技術者との雇用関係を証明する書面（保険者番号及び被保険者等

記号・番号を黒塗り（マスキング）した健康保険証等）の写し

(コ) 配置予定技術者の資格を証明する書面の写し

エ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

オ 提案事項

4(3)ウの(イ)提案書については、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

5 参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和7年2月3日（月）に結果通知書をFAX又は電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は参加できない。

6 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所については、別途通知する。

ア 審査方法

i プレゼンテーションによる質疑応答

ii 所定時間はプレゼンテーション30分以内、質疑応答10分～20分程度とする。

iii 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする
(データ活用可)

イ 注意事項

i プロジェクター、スクリーン及びポインターは市で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。

ii プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。

iii 参加人数は、1提案者4名までとする。

- iv プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。
- v 指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。
- vi 指定した日時の変更はできないものとする。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(1)評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

- ①評価項目における「企画提案項目」の評価点の合計が高い者
- ②評価項目における「その他、独自提案等」の評価点の合計が高い者
- ③提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

ウ ア、イにかかわらず、総合点が満点の6割未満の場合は、受注候補者として選定しない。

(5) 失格となる受注候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 記名又は押印を要する書類にあっては記名及び押印を欠いた書類を提出した場合
- キ 参加資格を満たしていない場合
- ク 参加期日までに所定の書類が整わなかった場合
- ケ 「提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合
- コ 提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合

- サ 事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合
- シ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ス 価格提案書の金額が2(5)の提案限度価格を超える場合

7 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者又は二次選考の参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

- (1) 受注候補者及び次点候補者名及び総合点
- (2) 会議録

8 契約手続

- (1) 受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 支払条件 部分払（1回）及び完了払
- (4) 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができる。

- (5) 受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができる。
- (6) 契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

9 プロポーザルの延期又は中止

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止する。
 - ア 参加申込受付締切りの結果、参加申請者が1に満たない場合
 - イ 参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が1に満たない場合
 - ウ 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合
 - エ 天災等、特別の事情がある場合
- (2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがある。

10 その他

- (1) 参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式第6号）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (6) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。
- (7) 応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。
- (8) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (10) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (11) 参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。

スケジュール ※スケジュールは変更になる場合があります。		
令和7年	1月8日(水)	募集・質問・企画提案書の受付開始
	1月21日(火)	質問受付の締切り
	1月24日(金)	質問回答の公表
	1月28日(火)	応募申込・企画提案書提出の締切り
	2月3日(月)	参加資格確認結果通知
	2月12日(水)	プレゼンテーション審査実施
	2月14日(金)	プレゼンテーション審査実施の予備日
	2月下旬(予定)	選定結果の通知

11 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市環境水道部経営総務課

電話 直通 06(6902)5873

大代表 06(6902)1231(内線3227)

代表 072(885)1231(内線3227)